



美作市物価高騰に伴う

# 貨物自動車運送業支援金の概要



## ・令和8年4月受付開始分

**申請受付期間：令和8年4月20日（月）～令和8年7月31日（金）**

- ※ 当日消印有効です（消印が確認できる方法で送付してください）。
- ※ 簡易書留やレターパックプラスなど、送達を確認できる方法で送付してください。
- ※ 詳しい申請方法は裏面をご確認ください。

## 1 目的

美作市では、燃油価格高騰により、厳しい経営状況に置かれている物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者に対し、安全で安定した貨物輸送の維持及び事業活動の継続を支援するため、支援金を支給します。

## 2 支援対象事業者

次のいずれにも該当する事業者の方が対象です。

- (1) **令和8年3月1日時点**で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、法第3条若しくは法第35条に規定する許可を受けたもの又は法第36条に規定する届出を行ったもので、市内に本社又は主たる事業所を有する者。
- (2) 交付申請時に（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思がある者。
- (3) 市税を完納している者。

## 3 対象車両及び支給額

支援区分	1台あたり 支給額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の 種別	用途 <sup>(注)</sup>	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の 氏名又は名称
普通貨物自動車 (例) 1 ナンバー (100 等) 普通車の8 ナンバー等	50,000 円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	美作市内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人
小型貨物自動車 (例) 4 ナンバー (400 等) 小型車の8 ナンバー等	40,000 円	小型				
軽貨物自動車 (例) 6 ナンバー (600 等) 軽自動車の8 ナンバー等	30,000 円	軽自動車				

<sup>(注)</sup> 軽自動車については、自動車の用途が「乗用」である場合でも、備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供するものとする」の記載がある場合は**対象**とします。

※ **県内ナンバー**で、**事業用**で登録している車両（緑又は黒ナンバー）に限ります。

※ **霊柩車、被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外**です。

※ 支給額は、**令和8年3月1日時点**で本社等に配置され、**交付申請時点で継続的に事業に使用している**車両の数に応じて算定します。

(裏面へ続きます)

## 4 申請手続き

### ○提出書類

- ・作成に当たっては、チェックリストをご活用ください。
- ・申請書類は全てA4用紙でご作成ください（自動車検査証や通帳の写し等も含まれます）。
- ・様式、要綱等は、美作市のWEBサイトからも入手できます。

- (1) 美作市物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金**交付申請書兼請求書（様式第1号）**
- (2) 美作市物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金**車両明細書（様式第1号 別紙1）**  
【別紙1が複数ある場合は「車両台数集計表」（様式第1号 別紙2）も必要です。】
- (3) **支援対象となる全車両の自動車検査証の写し<sup>※1</sup>（交付申請書提出時点で有効期限内<sup>※2</sup>のもの）**  
<sup>※1</sup> **電子車検証の場合、「自動車検査証」の写しと「自動車検査証記録事項」の写しの両方をご提出ください。**  
<sup>※2</sup> **登録年月日/交付年月日が令和8年3月1日以前かつ有効期間の満了する日が交付申請日以後のもの**  
★車両の買い替え等により提出できない車両がある場合は、当該車両の代替後の車両の自動車検査証の写しをご提出ください。
- (4) **一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し**
- (5) **誓約書（別紙3）**
- (6) **振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙と表紙を開いたページの2枚）**
- (7) その他、市長が必要と認める書類

### ○提出方法

- ・申請書類は、申請先（問合せ先）宛てに**郵送又は、持参により提出**してください。

#### ≪申請先（問合せ先）≫

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地  
美作市役所 産業政策部 商工政策課【美作市物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金係】  
TEL: 0868-72-6695、FAX: 0868-72-2642、受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日を除く。）

#### ≪注意事項≫

- ・簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。
- ・市内に営業所が複数ある場合、営業所ごとの申請はできません。法人単位又は個人事業主単位で申請してください。
- ・同一の法人又は個人事業主が今回の本支援金を申請できるのは、1回限りとします。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。
- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・**予算額に達した場合は、その時点で受付終了となります。**

## 5 支給決定

提出された申請書類の内容を審査の上、支援金の交付又は不交付を決定し、申請者に通知します。

## 6 支援金の支給

交付金は、交付決定後、口座振替の方法により支給します。